

特定生産緑地の指定について

● 特定生産緑地制度設立の経緯と制度の概要

都市計画決定から30年が経過した生産緑地地区については、いつでも市に対して買取りの申出をすることが可能な状態となり、都市計画上、不安定な状態に置かれることとなる。

そこで、平成30年4月に施行された改正生産緑地法において、新たに「特定生産緑地制度」が創設された。

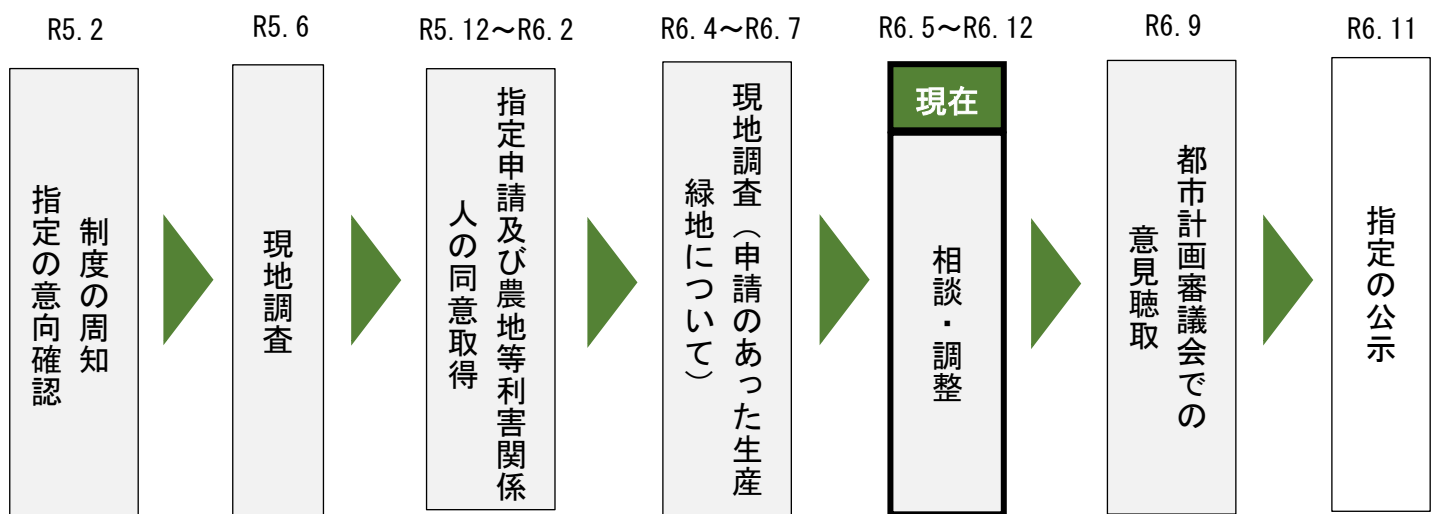
特定生産緑地制度は、都市計画決定から30年が経過する前に生産緑地を特定生産緑地に指定をすることによって、買取りの申出が可能となる期間が10年間延長されるとともに、引き続き建築制限、営農義務が課される一方で、相続税や固定資産税の優遇措置が適用可能となる。

● 特定生産緑地の指定

特定生産緑地の指定をする際には、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、農地等利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会の意見を聴くこととされている。

本市においては、平成7年1月10日指定の生産緑地15地区が令和7年1月10日に都市計画決定後30年を迎えることから、指定意向かつ営農意向がある生産緑地地区について、下記流れに沿って指定の手続きを進めていく予定である。

指定手続きの流れ



指定申請状況

● 指定申請の概要

対 象 地 区：平成 7 年指定の生産緑地地区 15 地区

※申請の依頼と合わせて指定しない場合の確認書も同封。

提出期間：令和 5 年 1 2 月～令和 6 年 2 月

● 申請状況（令和 6 年 2 月 1 日時点）

地区数		面積	
申請	希望なし	申請	希望なし
14	1	約 3.74ha	約 0.44ha

現地調査

● 調査概要

実施日：令和 6 年 4 月 3 0 日

対 象：指定申請のあった生産緑地地区（14 地区）

実施者：都市計画課職員、農業委員会事務局職員

● 対応

管理状況等を確認し、適正な管理がされていなかった生産緑地地区は、土地所有者に通知や口頭で是正を指導した。

今後の取組について

● 都市計画審議会での意見聴取

令和 6 年度の都市計画審議会で、指定申請及び農地等利害関係人の同意取得を行った所有者の生産緑地について、意見聴取する。

（参考）鶴ヶ島市生産緑地地区の現況

都市計画決定告示日	地区数	面積	30 年経過日
全 体	52	11.10 h a	
平成 4 年 12 月 9 日	24	3.69 h a	令和 4 年 12 月 9 日
うち特定生産緑地 令和 4 年 11 月 16 日	17	2.72 h a	指定期限日 令和 14 年 12 月 9 日
平成 7 年 1 月 10 日	15	4.18 h a	令和 7 年 1 月 10 日
平成 22 年 3 月 5 日	13	3.23 h a	令和 22 年 3 月 5 日